

専門委員会規程

第1条（専門委員会）

全日本大学ソフトボール連盟（以下「本連盟」という）は、本連盟の事業の達成と円滑な運営を図るために、次の専門委員会を置く。

- （1）総務委員会
- （2）強化委員会
- （3）普及委員会
- （4）研究委員会
- （5）学生委員会
- （6）特別委員会

第2条（所掌事項）

各専門委員会は、次の通り所掌事項を分掌する。

- （1）総務委員会
 - ア 規程の作成に関する事項
 - イ その他委員会に属さない事項
- （2）強化委員会
 - ア 強化計画の作成に関する事項
 - イ 大学選抜選手の選考に関する事項
 - ウ 強化選手発掘・育成計画に関する事項
 - エ その他委員会が必要と認めた事項
- （3）普及委員会
 - ア ソフトボール普及振興のための講習会、研修会等に関する事項
 - イ その他、普及に関する事項
- （4）研究委員会
 - ア ソフトボール競技における調査及び研究に関する事項
 - イ 日本ソフトボール研究会の運営に関する事項
- （5）学生委員会
 - ア 「学生」の視点から、本連盟の運営に対する意見等を取りまとめる事項
- （6）特別委員会
 - ア 全日本大学選手権大会の大会開催に関する事項
 - イ 指導者及び審判育成に関する事項
 - ウ （1）～（5）に属さない事項

第3条（組織）

- 1 各専門委員会は、委員長を理事が務める（担当理事）。
- 2 各専門委員会は、委員長（担当理事）1名、副委員長2名以内、その他数名の委員（以下、総称して「担当理事等」という。）で構成される。
- 3 担当理事等の選任及び解任は、理事会の決議による。
- 4 担当理事等の任期は、選任された日から、その後に、理事が改選される定時総会時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 5 担当理事等が任期途中で交代した場合、又は委員を任期途中で追加選任する場合、その後任委員長等の任期は、前任者又は現任者の任期の満了までとする。

第4条（委員長）

- 1 担当理事は、会務を掌理し、会議の議長となる。
- 2 担当理事は、必要と認めたときは、委員の中から副委員長を選任することができる。
- 3 担当理事に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。専門委員会に副委員長がいない場合には、あらかじめ各専門委員会で定めた順序により、他の委員がその職務を代理する。

第5条（招集）

担当理事は、必要に応じて、委員を招集して、各専門委員会を開催する。

第6条（部会）

- 1 専門委員会は、必要に応じて、専門委員会の職務範囲内において、理事会の決議による承認を得て、個別課題を担当する部会を置くことができる。
- 2 各部会の部会長には、担当理事又は副委員長が就任し、各委員は、いずれかの部会に属する。

第7条（理事等の出席）

- 1 専門委員会は、定款又はこの規程に基づく事業の運営等について必要があると認めるときは、担当理事以外の理事又は学識経験者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、必要に応じて各専門委員会の会合に出席し、意見を述べることができる。

第8条（決議）

専門委員会及び専門委員会が必要に応じて設置した部会の議事は、出席（Web会議、テレビ会議、電話会議その他の出席者が一堂に会するのと同様の相互に十分な議論を行うことができる方法による出席を含む。）した委員の過半数で決する。

第9条（理事会への報告）

専門委員会は、理事会の求めに応じて、随時その業務について理事会に報告し、理事会の承認を得るとともに、理事会の指示に従わなければならない。

第10条（専門委員会の独自性と制約）

- 1 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営上必要な事項は、各専門委員会において別に定めることができる。ただし、その内容につき、理事会の決議による承認を得なければならない。
- 2 専門委員会の担当理事、委員及び各専門委員会に帰属して活動に協力する者は、その職務上知り得た個人情報その他の情報及び理事会で機密事項として指定された情報を、理事会の承諾なしに、本連盟の役員・職員以外の第三者に対して提供又は開示してはならない。

第11条（新規委員会の設置、解散等）

- 1 新たに専門委員会を設置する場合は、理事会の決議を要する。
- 2 専門委員会の名称を変更する場合は、理事会の決議を要する。
- 3 専門委員会を解散又は併合する場合は、当該専門委員会において審議した上で、理事会の承認を得なければならない。

第12条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第13条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。